

お茶の水女子大学 音羽館 再契約申請要項（学部・大学院生共通）

令和8年3月にお茶の水女子大学音羽館定期建物賃貸借契約が満了する寮生のうち、再契約事由※に該当し「再契約申出書」を提出済みの者は、次の要領により本申請をしてください。

※再契約事由

- ①大学院生前期課程の修業期間を満了し大学院後期課程進学による場合
 - ②令和8年4月以降に留年生（標準修業年限を超えて在籍）として在籍する者のうち、3月以上の留学期間（休学による留学を除く。）がある場合
 - ③非正規留学生が修業期間を満了し大学院前期課程進学する場合
 - ④大学院博士前期課程の学生で長期履修学生制度を利用している場合
 - ⑤小石川寮への入居を希望する場合（小石川寮の入居日は4月28日・29日の予定です。）
- ※学部生が大学院前期課程進学する場合は、対象外です。ご留意ください。

【大学院生：小石川寮との併願】

（注）「小石川入寮申請要項」を参照のうえ、申請手続きをしてください。なお、併願する場合には申請書類の一部を省略できますので、本要項のP2「7. よくあるお問い合わせ」を参照してください。

1. 再契約者の募集内容

- (1) 募集人員：若干名
- (2) 再契約後の入寮期間：令和8年3月26日～最短修業年限満了年度の3月25日まで（※）
※上記「再契約事由②」による入寮期間の終期は令和9年3月25日まで。
- (3) 再契約時の居室：現在使用する居室から変更しません。
- (4) 再契約時の費用（税込表示）：
 - 1) 再契約時費用 20,680円
 - 2) （※該当者のみ）追加入居一時金 22,000円
※再契約事由④により再契約を行う者のうち当初入寮時に入寮期間1年以下の短期入寮者として入居一時金（31,680円）を支払った者については、再契約後に一般入寮者へ移行し、追加入居一時金として一般入寮者の入居一時金（53,680円）との差額 22,000円をお支払いいただきます。
- (5) 寄宿料等経費（寄宿料及び共益費は非課税、その他金額は税込表示）：

①寄宿料（月額）	48,800円
②共益費（月額）	6,000円
③水道費（月額）	1,500円
④電気代（月額）	5,000円
⑤インターネット利用費（月額）	1,100円
⑥保険料（月額）	500円
⑦ガス料金（月額）	2,400円

2. 再契約申請手続

- (1) 申請書類 「申請書類について（音羽館・再契約）」を参照すること。
- (2) 申請方法・申請期間

申請方法	申請期間
郵送のみ	令和8年1月9日（金）～令和8年1月19日（月） * 19日（月）郵送必着 <u>注意：入試受験又は入試結果確認の前においても申請を行ってください。</u>

(3) 郵送先 〒112-8610

東京都文京区大塚2-1-1

お茶の水女子大学 学生・キャリア支援課 入寮担当

* 封筒に「音羽館再契約申請」と朱書きすること。

小石川寮を併願する場合には「小石川寮入寮申請」を併記すること。

(4) 選考方法 申請書類に基づき家計評価を行い、再契約が必要と認められる者から順に許可を決定します。

(5) 選考結果の発表

入寮許可の結果発表は、文書の発送及び大学ホームページ上の受験（学籍）番号の掲載により行います。発表日は次のとおりとし、15時までに掲載いたします。本人に郵送される通知も必ず確認してください。

（審査等の都合により発表日や発表時間を変更することがありますので、予めご了承ください。）

○音羽館再契約の選考結果

令和8年2月16日(月)予定

※選考結果掲載ページ

<https://www.ocha.ac.jp/campuslife/lodgings/info/result.html> →



5. その他

- (1) 申請期間を過ぎたもの、申請書類に不備があるものは受理できません。また、提出書類は返却しておりません。
- (2) 添付する書類については、なるべく A4 判に統一するようにしてください。
(A4 以外の大きさのものは台紙に貼るか、コピーをして A4 判に揃える)

6. 問い合わせ先

お茶の水女子大学 学生・キャリア支援課

メールアドレス gakusei@cc.ocha.ac.jp

7. よくあるお問い合わせ

Q : 【大学院生】博士後期課程進学（受験）予定で音羽館再契約の申請をする場合、小石川寮を併願申請できますか。

A : 併願申請できます。

音羽館の「入寮期間延長申請書」及び小石川寮の「入寮願」それぞれにおいて、優先順位を必ず記入してください。

Q : 【大学院生】小石川寮について併願申請をする場合は、申請書類を省略できますか。

A : 小石川寮の「入寮願」と音羽館の「入寮期間延長申請書」をそれぞれ提出してください。ただし、次の添付（証明）書類は1通提出するのみで構いません。

「2. 入寮選考調書」

「3. 所得課税証明書又は非課税証明書」

「4. 家計控除に関する証明書等」

「5. 家族全員の住民票（独立別居生計を営む兄弟姉妹等を除く）」

「6. 独立生計者認定に係る書類（該当者のみ）」

「8. 結果通知用の返信用封筒」

Q : 学校にも通っておらず、収入がない（納税していない）18歳以上の家族がいる場合には収入の証明書は不要ですか。

A : 証明書は必要です。無収入（非課税）であることを市区町村が発行する所得証明書または非課税証明を取得し、添付してください。

申請書類について (音羽館・再契約)

申請書類一式

1. 入寮期間延長申請書 ※指定様式
2. 入寮選考調書 ※指定様式
3. 所得課税証明書又は非課税証明書 (市区町村役場発行のもの(名称が異なる場合あり))
4. 家計控除に関する証明書等(該当者のみ)
5. 家族全員の住民票 (市区町村役場発行のもの(独立別居生計を営む兄弟姉妹等を除く))
6. 独立生計者認定に係る書類(該当者のみ) ※指定様式
7. 申請書類確認表 ※指定様式
8. 結果通知用の返信用封筒
(110円分の切手を貼付した長型3号封筒に本人指名・住所を明記したもの。)

(注) 市町村等公共機関発行の証明書等にマイナンバーが記載されている場合は、その該当箇所を塗りつぶしコピーした状態のものを提出願います。

1. 入寮期間延長申請書 (全員提出)

様式中の「入寮許可期間」には現行の定期建物賃貸借契約の期間を、「延長の理由」欄には再契約事由(本要項P1「※再契約事由」①~⑤より、当てはまるもの)を記入してください。

(留学期間が再契約申請の根拠となる場合には、その期間を明記してください。)

また、「延長希望期間」は、本要項P1「再契約後の入寮期間」を参考に記入してください。

*** 音羽館再契約と小石川寮を併願する場合には優先度を1, 2の数字で記入しておくこと。**

2. 入寮選考調書 (全員提出)

入寮選考調書は、申請者及びその世帯の経済的困窮度を知る上で重要な資料となります。この記入に際し、下記の事項に留意してください。なお、申請者とは学生本人を指します。

○調書記入に関する注意事項

◎家族状況

- ・家族状況欄は、令和8年1月1日現在で記入し、申請者との同居・別居を問わず申請者と生計を同じくする者全員を記入してください。
- ・結婚等の理由で生計を同じくしていないとも、父母欄は必ず記入してください。父又は母が、何らかの理由で世帯にいない場合は、氏名及びその不在の理由(死別、生別等)を記入してください。
- ・同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯と考えます。
- ・但し、次の場合は同一の住所に居住していなくても、同一世帯と考えます。
 - ア 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、勤務地の関係で別居しているとき。
 - イ 就学又は病気療養等のため、一時別居しているとき。
- ・職業及び勤務先は具体的に記入してください。(年金受給者、専業主婦、パートタイム等も記入してください。)
- ・別居・同居欄については、音羽館在籍者のため、「別居」を選択ください。また、父母については「家計支持者」に該当する場合は◎をつけてください。
※家計支持者…申請者と生計を同じくする者の中で、収入が一番多い人を家計支持者とします。そのため、家計を支える者の中で収入が一番多い方が父母以外の方である場合は、その方が家計支持者となりますので、申請者との続柄がわかるよう、調書に記載してください。

◎特殊事情

「はい」、「いいえ」のうち該当するものに○をつけてください。(下記4の書類を添付)

◎休学状況（新入生及び休学をしていない学生は記入不要）

休学状況によって在寮許可年限が変わるため、休学の期間を記入してください

◎留学状況（新入生及び留学をしていない 学生は記入不要）

これまで（本学在学中）に3か月以上の留学期間（休学による留学を除く。）がある場合は、記入してください。

3. 所得課税証明書又は非課税証明書（全員提出）

市区町村役場発行（申請前3ヶ月以内のもの コピー可）

所得課税証明書は、その世帯が得る収入を知る上で必要なものです。これにより、「所得に関する書類」が遗漏なく提出されているかを調べます。提出に際し、下記の事項に留意してください。

- ・同一生計者のうち、就学者を除く全員分の所得課税証明書を提出してください。ただし、大学院生の申請者は、就学者でも本人及び配偶者については所得課税証明書を提出してください。
- ・令和7年度（令和6年分）のものを添付してください。
- ・所得課税証明書は、市区町村役場の書式で構いませんが、書式内に、給与・給与外所得別の収入金額、課税金額、配偶者控除、扶養人数が明記されているものとします。

4. 家計控除に関する証明書（該当者提出）

※住宅ローン等の借入金は控除の対象とはならないため、一切添付する必要はありません。

これらの書類は、家計控除額を算出する上で必要なものです。提出されなければ控除の対象とはなりません。よって、下記の事項に該当する者のいる世帯は、入寮選考調書1の空欄を使用し、該当者の現在の状況、家計に与える影響等について記入してください。

①障害者がいる場合 障害者手帳（写） 本人所持（コピー可）
氏名及び障害の程度が分かる部分を提出してください。（表紙のみは不可）

②長期療養者（要介護認定者を含む）がいる場合 診断書等証明書 医療機関等発行（診断書はコピー不可）

療養支出金額の明示された領収書 本人所持（コピー可）

長期療養者の定義：

申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者、または療養見込みの者をいいます。

(申請時現在において完治している者は、認められません。) 療養のためにかかった支出金額の明示された書類（申請時から過去1年分のみ有効）を提出してください。（上限 200万円）ただし、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補填される金額は除きます。この場合、長期にわたって療養を必要とすることが書かれた医師の診断書等証明書を添付してください。

要介護認定・要支援認定者の定義：通知書（写）を提出の上、介護サービスを利用した場合の自己負担金が明示された書類（申請時から過去1年分のみ有効）を提出してください。

③家計支持者が別居している場合 単身赴任経費関係書類 本人所持（コピー可）
家計支持者が勤務の関係等で世帯とは別居して生計を営んでいる場合、住居費及び光熱水費の領収書（写）を提出してください。その際、できるだけ最新のものを提出してください。但し、電話料金、交通費、会社負担経費を除きます。

④就学者がいる場合（申請者本人は除く） 在学証明書 所属学校発行

小学生、中学生、自宅通学の公立高校生、申請者本人の在学証明書は不要です。
また、4月以降入学が決定している場合には入学許可証などのコピーを添付してください。

5. 家族全員の住民票（全員提出）市区町村役場発行（申請前3ヶ月以内 コピー不可）

世帯人員の把握及び居住地の確認に使用する書類です。下記の事項に留意してください。

- ・同一世帯全員の住民票を提出してください。（「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」等が記載されているものを取得してください。）
- ・住民票記載の住所が現実に居住している住所と異なる者は、現住所を証明する書類（アパートの契約書（写）、学生証（写）等）を添付してください。
- ・住民票に記載されている者であっても、実際は結婚、就職等で別居独立している場合家庭事情欄でその旨を明記してください。

6. 独立生計者認定に係る書類（該当者のみ）

次のア～エのすべてに該当する学生は、独立生計を営んでいるものとして認定し、本人の1年間の総所得金額で判定します。また、配偶者がいる場合は配偶者の収入も含めて考えます。

- ア 所得税法上、父母等の扶養親族ではない者
- イ 健康保険において本人又は配偶者が被保険者になっている者
- ウ 父母等と別居している者（住民票等で確認できること）
- エ 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得課税証明書が発行される者

独立生計者（結婚等による理由も含む。）として申請する場合、ア～エの事項を証明するため、下記の書類も提出してください。

- a. 独立生計申立書
- b. 本人（配偶者も含む）の住民票
- c. 本人（配偶者がいる場合には配偶者分も）の所得課税証明書
- d. 本人（配偶者も含む）の保険証（写）
- e. 独立生計となるまで扶養していた者（父母等）の住民票および所得課税証明書

7. 申請書類確認表

この書類は、申請の際、書類に不備がないかどうか自分で最終確認するためのチェック表です。申請期間が限られるため、書類に不備があった場合申請を受付けることができない場合があるので、必ずチェックをしてから送付してください。

8. 結果通知用の返信用封筒（全員提出）

返信用封筒に宛先を自筆で記入して切手を貼付したものを作成してください。

- ・結果通知用封筒（110円分の切手を貼付した長型3号封筒縦23.5cm×横12cm）

令和 年 月 日

入寮期間延長申請書

国立大学法人
お茶の水女子大学教育を担当する副学長 殿

学籍番号

氏名

下記のとおり、国立大学法人お茶の水女子大学学生寮に入寮する期間を延長したいので申請します。

記

1 寮名称	音羽館
2 居室番号	号室
3 入寮許可期間	年 月 日～ 年 月 日
4 延長希望期間	年 月 日～ 年 月 日
5 延長の理由	※本要項P1「※再契約事由」①～⑤より、当てはまるものを記載ください。
6 併願状況 (該当者のみ)	博士後期課程進学予定者で、音羽館の再契約と小石川寮の入寮の両方を申請する場合には、 その優先順位を次の括弧 () 内に 1、2 と記入してください。 <input type="checkbox"/> 位 音羽館の再契約申請 <input type="checkbox"/> 位 小石川寮の入寮申請

入寮選考調書

申請日時点

家族状況 (同一家計内の家族数)	就学者を除く	続柄	氏名	年令	家計支持者 (1名のみ ◎を記載)	勤務先等	申請者との 同居・別居状況
		父					同居・別居
		母					同居・別居
	就学者	続柄	氏名	年令	独立生計者	在学学校名等	学年
		申請者 (本人)					家計支持者との 同居・別居状況
							同居・別居

注意事項	※父母欄について、家計支持者に該当する場合は「◎」を記載してください。 原則、父母のどちらかに必ず「◎」を記載するようしてください。
	※就学者の「申請者」欄について、独立生計者に該当する場合は独立生計者欄に「○」を記載し、独立生計者認定に係る書類も提出してください。提出がない場合は、家計支持者の収入状況を家計評価対象とします。独立生計者の場合、家計支持者との同居・別居状況欄は記載不要です。

特 殊 事 情	①同一生計内に障害者がいる (「はい」の場合は障害者手帳等証明書のコピーを添付すること。)	はい・いいえ
	②同一生計内に長期療養者がいる (「はい」の場合は療養費の証明できる書類を添付すること。)	はい・いいえ
	③家計支持者が別居している (「はい」の場合は単身赴任の証明できる書類を添付すること。)	はい・いいえ
	④同一生計内に就学者がいる(申請者本人は除く) (「はい」の場合は在学証明書や入学許可証を添付すること。)	はい・いいえ
	* 各証明書の詳細は「申請書類について」を参照のこと。	

(該 休 学 者 の 状 況 み)	休学理由	休学開始日	休学終了日
		年　月　日	年　月　日
		年　月　日	年　月　日
(該 留 学 者 の 状 況 み)	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	留学先(3か月以上)	留学開始日	留学終了日
		年　月　日	年　月　日
		年　月　日	年　月　日
		年　月　日	年　月　日

独立生計申立書

学籍（受験）番号 氏名

私は、以下のア～エの認定条件を満たす独立生計者であることを申し立てます。

- ア 所得税法上、父母等の扶養親族ではない者
- イ 健康保険において本人又は配偶者が被保険者になっている者
- ウ 父母等と別居している者（住民票等で確認できること）
- エ 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

収入（月額）	支出（月額）
定職 円	住居費 円
奨学金 (名称) 円	食費 円
アルバイト (職種) 円	交通費 円
仕送り 円	水道光熱費 円
その他 (具体的に) 円	教材・学用費 円
	教養娯楽費 円
	その他 (具体的に) 円
計 円	計 円

申請書類確認表

チェック欄	書類名
<input type="checkbox"/>	1. 入寮期間延長申請書
<input type="checkbox"/>	2. 入寮選考調書
<input type="checkbox"/>	3. 所得課税証明書又は非課税証明書
<input type="checkbox"/>	4. 家計控除に関する証明書等 <u>(該当者のみ)</u> □障害者手帳 □長期療養関係書類 □単身赴任経費関係書類 □在学証明書等
<input type="checkbox"/>	5. 家族全員の住民票 □別居証明書 <u>(該当者のみ)</u>
<input type="checkbox"/>	6. 独立生計者認定に係る書類 <u>(該当者のみ)</u> (独立生計申立書、住民票、所得課税証明書、保険証(写))
<input type="checkbox"/>	7. 申請書類確認表
<input type="checkbox"/>	8. 結果通知用の返信用封筒 (110円分の切手を貼付した長型3号封筒に本人氏名・住所を明記したもの。)

(学生・キャリア支援課 記入欄)

番号	未チェック書類への対応